

～創業者・創業後間もない皆さまへ～

特定創業支援等事業修了の証明書発行について

豊中市では創業・起業の支援のため、豊中市、豊中商工会議所、とよなか起業・チャレンジセンター、日本政策金融公庫十三支店の4機関が、「とよなか創業ナビ」という仕組みを立ち上げ、創業・起業に向けた相談の受付はもちろん、継続した相談対応や適切な関係支援機関の紹介、創業計画づくりから資金調達計画、連携先などの事業パートナー探しのための出会いの場の提供など、創業・起業に向けて、あらゆる角度からの総合的な支援を行っています。

この「とよなか創業ナビ」は、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」としての認定を国から受けており、この計画に定める支援を修了すると、下記等の支援を受けることができる証明書を豊中市が発行いたします。

1. 証明書発行を受けるには

【対象となる方】 創業前の方、創業後5年未満の方

【必要なこと】 「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の4つのテーマについて習得する支援を受け、修了すること。

2. 証明書発行を受けると

ア 会社設立時の登録免許税の軽減（※1）

- ・株式会社または合同会社 → 資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免
(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円の減免、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の減免)
- ・合名会社または合資会社 → 1件につき6万円の登録免許税が3万円に減免

イ 創業関連保証の特例（※2）

- ・創業関連保証特例として、大阪府開業サポート資金を借入されるとき自己資金要件が1/10に
- ・借入が事業開始6ヶ月前から可能

ウ 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」等の特例（※3）

- ・新創業融資制度（事業を始める方または税務申告を2期終えていない方）
→ 「勤務・雇用創出要件等」及び「自己資金要件」が撤廃に
- ・新規開業資金（事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方）
→ 金利の引き下げ（基準利率－0.4%）

(※1)・特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

・豊中市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

・設立登記の際、法務局への証明書原本の提出が必要です。

(※2)・手続きの際、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途審査が必要です。すでに信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。事業開始6ヶ月前から創業後5年未満の方が対象になります。

・豊中市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用できます。

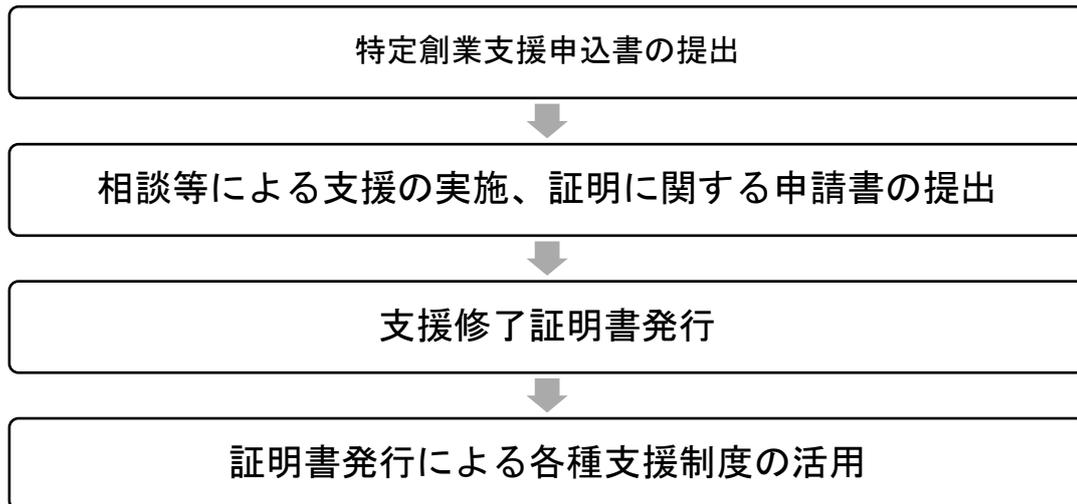
(※3)・制度についての詳細は日本政策金融公庫十三支店（裏面）へお問い合わせください。新規開業資金の対象者は事業開始後概ね7年以内の方ですが、証明書発行対象者は創業後5年未満の方となりますのでご注意ください。なお、提出する証明書は写しで結構です。

法令の改正等により、特定創業支援を受けることによって利用できる支援制度は変更する場合があります。

詳しくは、支援機関（裏面）までお問い合わせ下さい。

(裏面あり)

3. 手続きの流れ



4. 留意事項

- 特定創業支援開始から証明書発行までは約1ヵ月半以上の期間が必要になります。
- 創業後の方については、開業日のわかる書類（例：税務署受付印が押印された開業届の写し）の提出が必要になります。
- 支援修了証明書には有効期限があります。有効期限は次の①・②の内、いずれか早い日付です。
 - ① 令和6年（2024年）3月31日
 - ② 創業後の方については、創業してから5年を経過しない日
（例：税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日）
- 各種支援制度を活用できる期間には制限があります。また、法令等の改正により、利用できる支援制度は変更される場合があります。
- 支援修了証明書における記載事項から実際の会社設立内容に変更があった場合などは各種支援制度を受けることができない場合があります。その際は下記支援機関にお問い合わせください。
- 相談日当日に（別紙）特定創業支援等事業の進捗状況表をお持ちください。

■□■ お問い合わせ □■□

豊中市都市活力部 産業振興課	Tel 06-6858-2187
豊中商工会議所	Tel 06-6845-8004
とよなか起業・チャレンジセンター	Tel 06-6840-1955
日本政策金融公庫 十三支店 国民生活事業	Tel 06-6305-1978